

## 用語の解説

### ● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

### ● 年齢

平成22年9月30日現在による満年齢です。

### ● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

### ● 労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせた人

就業者 ---- 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事 ..... 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 ..... 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事 ..... 主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者 ..... (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者 ---- 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 — 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事 ---- 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 ---- 主に通学していた場合

その他 ---- 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

### ● 労働力率

労働力率とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

● 産業

産業とは、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間に「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】平成22年調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成17年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類します。

《注意点》

- (1) 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。
- (3) 報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は次によっています。

第1次産業 — A農業、林業 B漁業

第2次産業 — C鉱業、採石業、砂利採取業 D建設業 E製造業

第3次産業 — F電気・ガス・熱供給・水道業 G情報通信業 H運輸業、郵便業 I卸売業、小売業 J金融業、保険業 K不動産業、物品賃貸業 L学術研究、専門・技術サービス業 M宿泊業、飲食サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業 O教育、学習支援業 P医療、福祉 Q複合サービス事業 Rサービス業（他に分類されないもの）  
S公務（他に分類されるものを除く）

次の用語は大規模調査（10年ごと）のみ

● 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

卒業生 ——— 学校を卒業して、在学していない人

在学者 ——— 在学中の人

未就学者 — 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

● 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

小学校・中学 — 【新制】小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部

【旧制】高等小学校、国民学校の初等科・高等科、尋常小学校、通信講習所普通科、青年学校普通科、実業補習学校

高校・旧中 — 【新制】高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部、准看護師（婦）養成所、高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）

【旧制】高等学校尋常科、尋常中学校、高等中学校予科、高等女学校、実業学校（農業・工業・商業・水産学校など）

師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの）、通信講習所高等科、鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生）、青年学校本科

短大・高専 — 【新制】短期大学、高等専門学校、都道府県立の農業者研修教育施設、看護師（婦）養成所

【旧制】高等学校高等科、大学予科、高等師範学校、青年学校教員養成所、図書館職員養成所、高等通信講習所本科

大学・大学院 — 大学、大学院、水産大学校、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）、放送学校（全科履修生、修士全科生）

（注）平成16年までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、次のとおり区分しています。

専門学校専門課程（専門学校）

新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの — 大学・大学院

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの — 短大・高専

専門学校高等課程（高専専修学校）

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの — 高校・旧中

各種学校

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの — 短大・高専

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの — 高校・旧中

<補足>

- 1 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- 2 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

● 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「その他」の三つに区分しています。